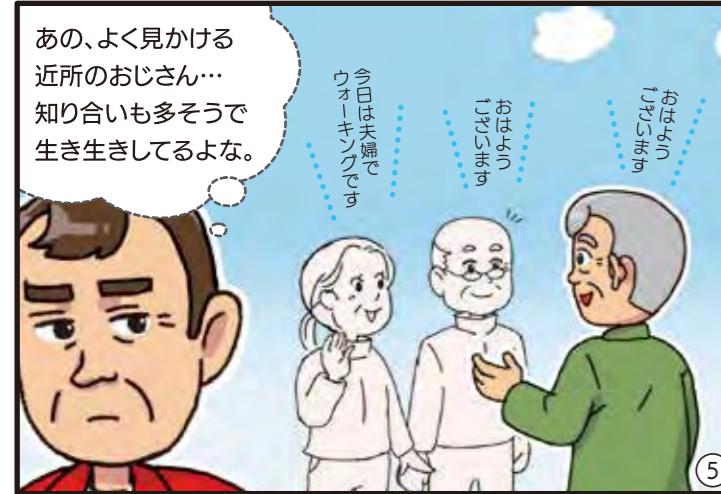


地域のコト!!

目指すは 地域の星★



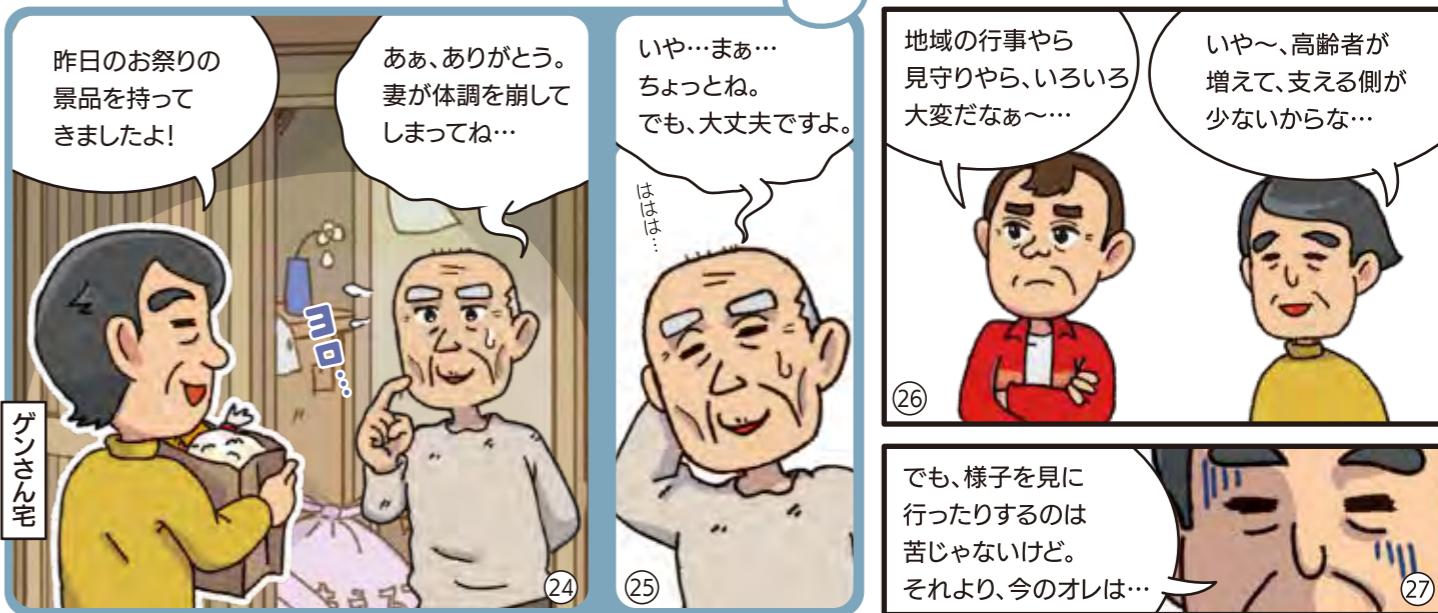
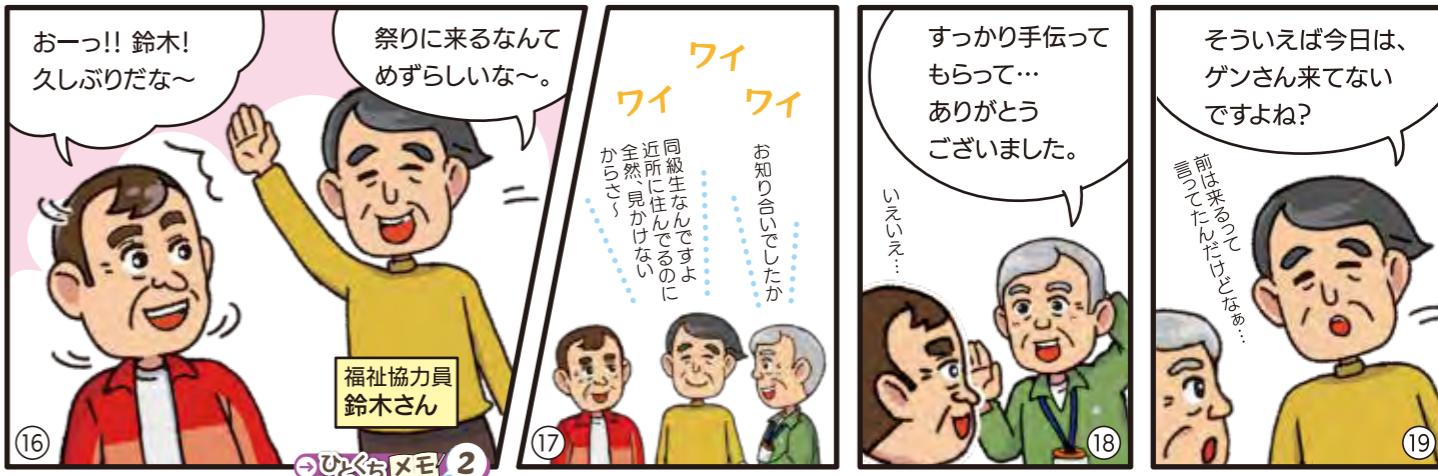
・ 地域福祉ひとくちメモ 1 民生委員・児童委員とは? どんな活動をしているの?

困りごと、心配ごとを解決に導く身近な相談相手

- 福祉サービスなどさまざまな支援を受けられるように情報を提供
● 生活支援、適切なサービスが受けられるようにサポート

福祉事務所や社会福祉事業者と連携・協力して、困った人に福祉の手を差し伸べられるような「つなぎ」の役目を果たします。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容などの秘密は守られます。



… 地域福祉ひぐち×モ² 福祉協力員って何？…

それは…見守ってくれるご近所さん

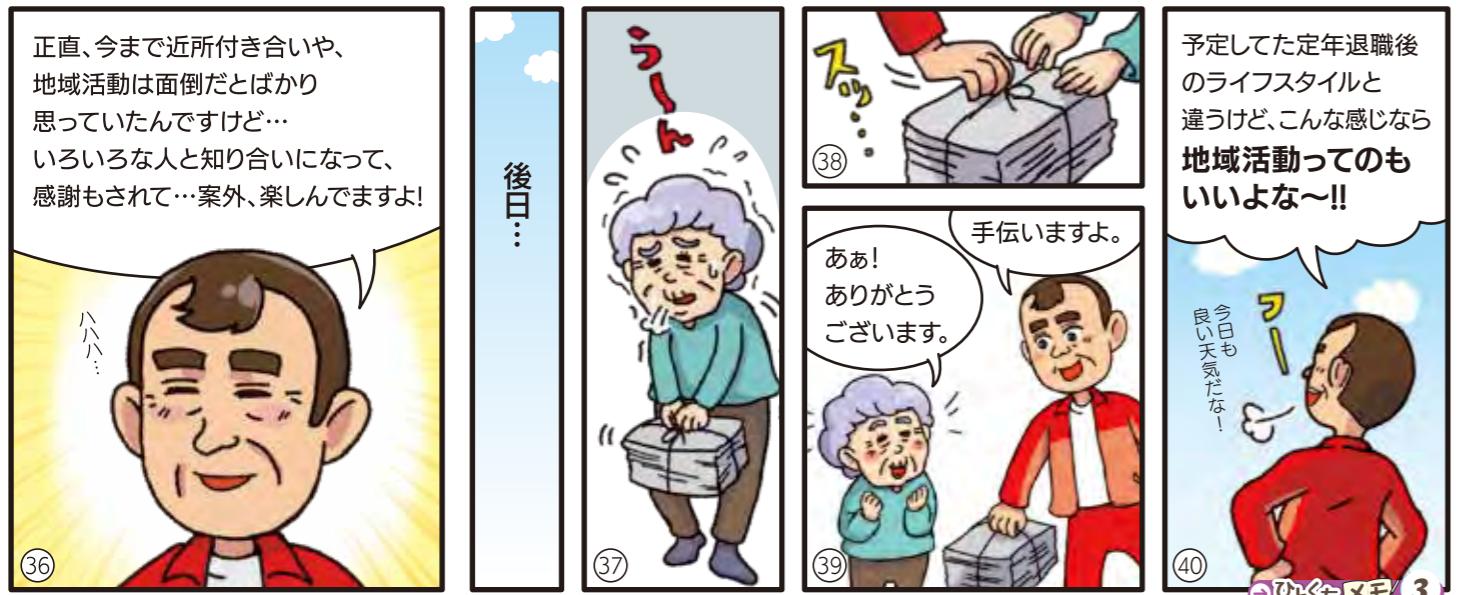
高齢化や核家族化が進み、頼る人がいなくて不安を感じている人も多いのではないでしょうか。地域で皆さんが出でて安心して暮らせるように支えるのが「福祉協力員」です。

- 福祉協力員は… ●郵便物や新聞が溜まつたままになつてないか確認
●夜間電気が点灯しているか確認 ●あいさつや声かけて見守る
など、ちょっとしたお手伝いをします。

生委昌・児童委員の活動もサポートしながらボランティア精神で“ご近所力”と地域の縦を深めていきます。

※地域によって呼ぶ名が異なったり、実施されていない場合もあります。詳しくはお住まいの校区社会福祉協議会、もしくは佐賀市社会福祉協議会にお尋ねください。





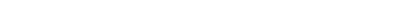
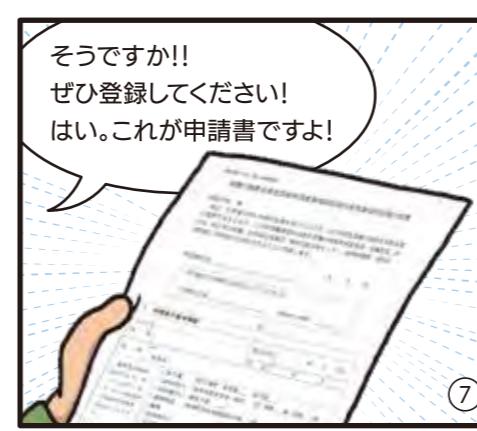
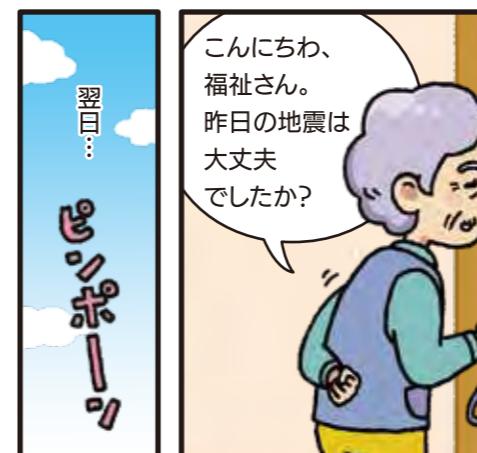
地域福祉ひとくちメモ 3 あと一歩の歩み寄りと勇気が大切!

地域のつながりが希薄化していると言われて久しいですが、儀礼的・義務的であっても、近所付き合いなどをしている人は約9割。また、困りごとを抱えたご近所にできる支援として「安否確認・見守り・災害時の手助け・話し相手」と考える人も多く、ご近所に手助けを求める人のニーズと一致します。しかし、「助けて!」と言えないのが佐賀人の性(さが)。だからこそ「何か手伝えましょうか?」といった手を差し出す勇気が大切です!

(市民アンケート調査より)



地域のコト!! もじもの災害に備えて



地域福祉ひとくちメモ 4 「避難行動要支援者(同意方式)名簿」に登録しませんか?

災害時に自力で避難することが難しく、何らかの支援を必要とする人(避難行動要支援者)のうち、地域の支援を希望する人は、「避難行動要支援者(同意方式)名簿」に登録ができます。この名簿は、平常時から自治会や民生委員・児童委員等に提供され、平常時の見守りや地域における支援体制づくり、災害時の安否確認等に活用されます。

なお、この制度は、災害時に必ず支援が受けられることを保証する制度ではありません。日頃から「自分の命は自分で守る」ことを意識し、災害に備えることが重要です。





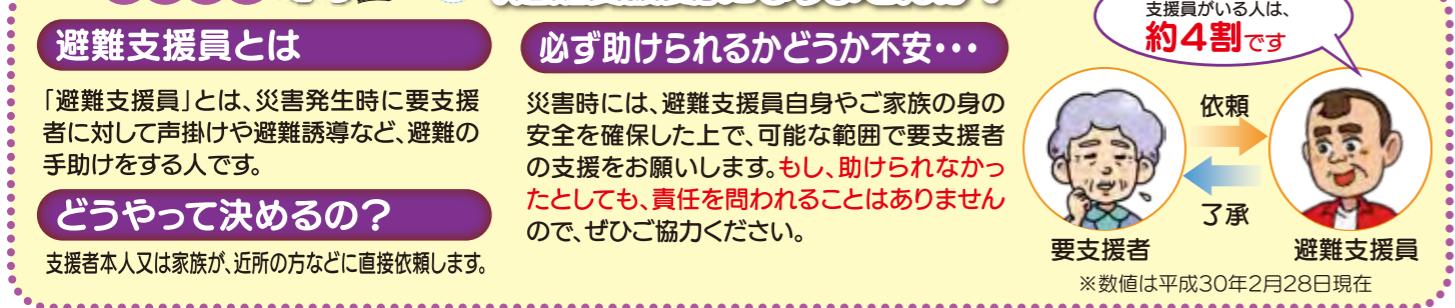
地域福祉ひぐちメモ 5 「避難支援員」になりませんか？

避難支援員とは

「避難支援員」とは、災害発生時に要支援者に対して声掛けや避難誘導など、避難の手助けをする人です。

どうやって決めるの？

支援者本人又は家族が、近所の方などに直接依頼します。

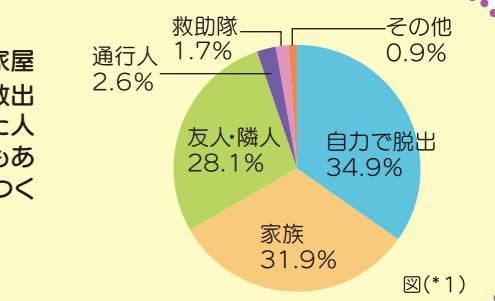


地域福祉ひぐちメモ 6 ご近所の力がいちばんです

災害発生時、あなたのいちばん近くにいる人が「ご近所さん」。阪神淡路大震災では、家屋の倒壊等によって閉じ込められた人のうち、約6割の人が家族や近所の人の力で救出されたという調査結果(*1)があります。また、災害の前から地域活動に参加していた人ほど、災害後に支援者になる人や支援を受ける人になる割合が高いとする調査結果もあります(*2)。日頃から、ご近所づきあいを大切に、いざという時に助け合える関係をつくりましょう。

出典: *1 (社)日本火災学会(1996)「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」

*2 内閣府(2014)『地域コミュニティにおける共助による防災活動に関する意識調査』



地域福祉に関するサービス



民生委員・児童委員に相談したいときは

○民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員とは、厚生労働大臣から委嘱された地域における相談・支援のボランティアです。民生委員・児童委員は、市民の皆さんと行政を結ぶパイプ役として福祉活動を行っており、地域福祉の窓口として、地域に根差した次のような活動をしています。

民生委員・児童委員の職務

民生委員法に定められた民生委員の職務について、要約すると以下のとおりです。

1. 住民の生活状態について、声かけや訪問活動などにより、必要に応じて把握します。
2. 援助を必要とする住民が自立した日常生活を営むことができるよう、生活に関する相談に応じたり、アドバイスや関係機関へつなぐなどの援助を行います。
3. 援助を必要とする住民が福祉サービスを利用できるよう、必要な情報の提供や関係機関へつなぐなどの援助を行います。
4. 社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と連携し、その事業や活動を支援します。
5. 必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行います。

また、児童福祉法により、**民生委員は児童委員を兼ねており**、児童や妊産婦に関する必要な情報提供や援助などをています。

○民生委員には守秘義務があります

民生委員法第15条により、民生委員・児童委員には守秘義務が課せられています。相談内容の秘密は、必ず守ります。安心してご相談ください。

○民生委員・児童委員の連絡先照会

民生委員・児童委員に相談したいが、担当地区の民生委員・児童委員の名前や連絡先が分からぬといふ場合は、福祉総務課にご連絡ください。まずは、相談内容をお伺いした上で、必要に応じて民生委員・児童委員を紹介します。

※相談内容によっては、直接、適切な担当部署を案内することもあります。

問い合わせ先 | 福祉総務課 ☎40-7250

見守りや手助けが必要!!

○避難行動要支援者(同意方式)名簿への登録

災害が発生した時に、ひとりで逃げることが難しい人(避難行動要支援者)のうち、地域の支援を希望される人を登録した名簿が、避難行動要支援者(同意方式)名簿です。この名簿は、平常時から、自治会や民生委員・児童委員などの地域の関係団体等(避難支援等関係者^(注))に提供しており、平常時は見守り活動、災害時は避難支援に活用されます。

●対象者

- 自宅で生活している人のうち、以下の要件のいずれかに該当する人
- ・要介護認定を受けている人(要支援1~2、要介護1~5)
 - ・身体に障がいがある人(身体障害者手帳の[肢体(下肢・体幹)]・視覚1~3級・聴覚2~3級のいずれかを所持)
 - ・知的障がいがある人(療育手帳Aを所持)
 - ・精神障がいがある人(精神障害者保健福祉手帳1~2級を持つ単身世帯者)
 - ・難病や発達障がいがあり、支援が必要な人
 - ・病気やケガなどにより、支援が必要な人
 - ・市または避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた人
 - ・自ら支援を希望する人

(注)避難支援等関係者とは地域における避難支援等の実施に携わる関係団体等のことです。
具体的には次のような団体を言います

民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、
地域包括支援センター(おたっしゃ本舗)、佐賀県警察、佐賀広域消防局

○名簿登録方法

所定の登録申請書に必要事項を記入の上、本庁福祉総務課へ提出ください(支所でも受付可)。登録申請書は、本庁福祉総務課へお問い合わせいただくか、市ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先 | 福祉総務課 ☎40-7250

○高齢者ふれあいサロン

自宅に閉じこもりがちな高齢者と地域住民が気軽に集い、お互いに交流を深め、高齢者の閉じこもりや寝たきりを予防することで、生きがいづくりや生活支援を推進します。

各サロンにより活動内容は異なります。特定の活動内容に偏らないよう計画的に取り組みます。

実施時間はおおむね3時間です。

[実施内容例]スポーツ・娯楽活動、健康増進活動、趣味・創作活動、屋外活動など

●対象者

自宅に閉じこもりがちな、おおむね65歳以上の人。

問い合わせ先 | 佐賀市社会福祉協議会 ☎32-6670

※サロンは地域のボランティアなどの協力で運営されているため、地域によってはサロンがない場合もあります。

○シルバー手助けさがし隊

生活中のちょっとした困ったことをお手伝いします。

[例]ゴミ出し、電球の取り替え、布団干し、手紙の代筆など

●対象者

佐賀市内に居住の65歳以上の人一人暮らし、または65歳以上の夫婦のみの世帯の人と、障がいのある一人暮らしの人。

●費用

1回1時間以内 300円(年5回まで) ※材料費などは利用者負担

問い合わせ先 | (公社)佐賀市シルバー人材センター ☎37-3007

○おたっしゃ見守りネット

地域の中で見守る人・見守られる人を特定せずに、見守りをしていただける人を幅広く募ることで、見守りの輪を広げ、高齢者にいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていただくことを目的としたネットワーク事業です。

問い合わせ先 | 高齢福祉課 ☎40-7284

地域の情報が知りたい

○ここからはじまる「人と人がつながる」コミュニティつながるさがし

「つながるさがし」は、佐賀市民の皆さんとともにつくる市民参加型・協働型の地域情報サイトです。子育て、安心安全などの各部会の活動報告など「まちづくり協議会」の取り組みや、地域の行事予定、公民館の情報など、生活に役立つ便利で楽しい情報を分野ごとに掲載しています。



問い合わせ先 | <https://www.tsunasaga.jp/>

○校区社会福祉協議会

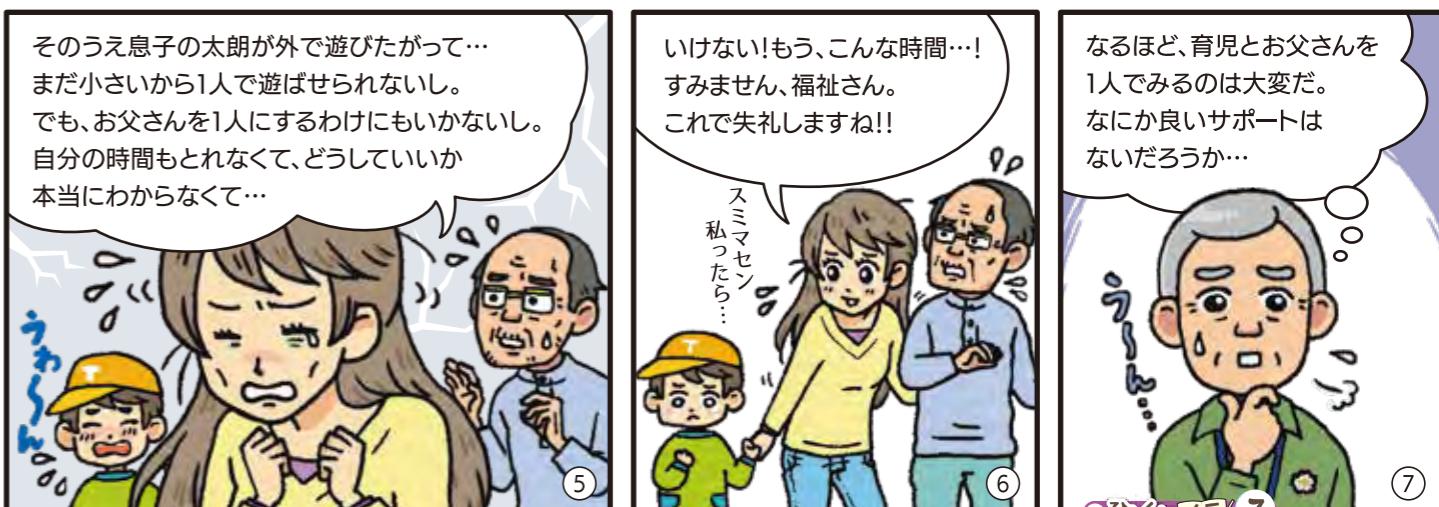
「自分たちの地域の福祉課題は、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識をもとに地域住民でつくられている組織です。身近な福祉問題を解決するために地域に組織されている各種団体の協力を得ながら福祉のまちづくりを進めています。地域内の高齢者や障がい者などの見守りや声かけ活動、個別援助活動のほかにも、敬老の集いやふれあいサロン、子育てサロンなど、さまざまな行事や世代間交流事業を支援しています。

問い合わせ先 | 佐賀市社会福祉協議会 ☎32-6670

*校区社協は地域住民により運営されているため、事業内容は地域により異なります。

CSWのコト!!

地域の課題 受け止めます

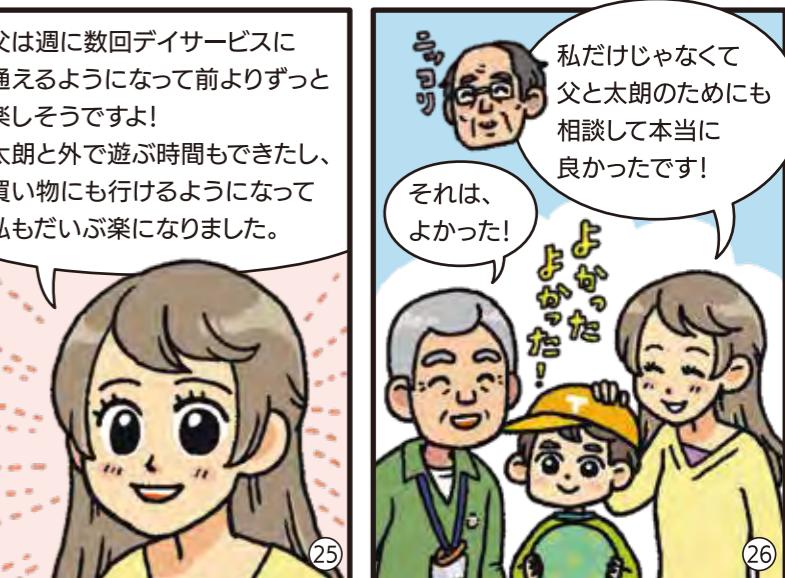
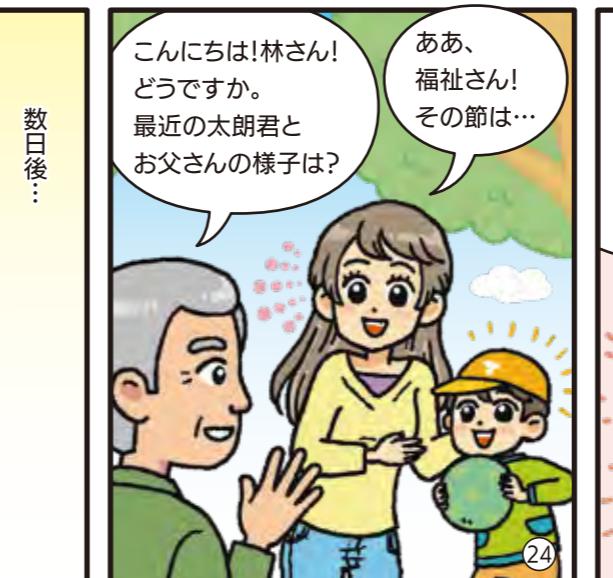
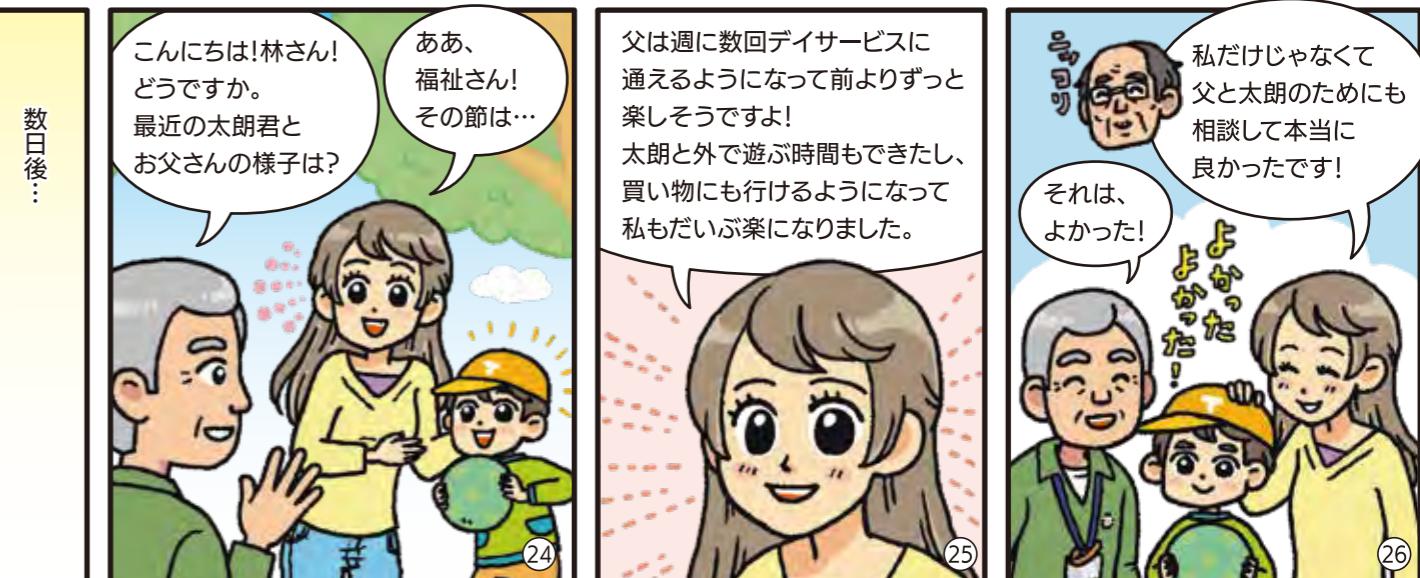


地域福祉ひぐちメモ 7 ダブルケアの問題とは?

近年、晩婚化・晚産化等を背景に、育児期にある者(世帯)が、親の介護も同時に引き受けているという、「育児と介護のダブルケア」の問題があります。

このような世帯においては、介護と育児の両立による肉体的負担に加えて、「働きたくても働けない」、「子供と向き合う時間がない」、「自分の時間を取れない」、「相談する相手が見つからない」など、様々な悩みを抱えているケースがあります。まずは、困っている方を早めに相談窓口につなげていただくことで、問題の解決や支援につなげていくことが大切です。





…地域福祉ひぐち×モ 8 コミュニティカフェって何?…

…地域福祉ひぐち×モ 9 福祉に関するお困りごとまるごとお受けします!

地域の誰もが気軽に集まれる場所です

ひきこもりがちな高齢者や近所付き合いの乏しい方、子育て世代で身近に相談相手がない方などが、気軽に集うことができる地域の居場所です。

コミュニティカフェは、飲み物の提供や健康相談、ゲーム等を行うことで、地域の方々の繋がりを作る交流の場所となっています。運営主体は地域によって様々ですが、民生委員や自治会、校区社会福祉協議会などの地域の方々がボランティアとして実施されています。

※平成31年2月末現在、15の単位自治体で実施されています。

福祉まるごと推進員の役割とは

佐賀市役所1階の福祉まるごと相談窓口の「福祉まるごと推進員」は、佐賀市社会福祉協議会の相談員です。

この窓口では、一つの相談窓口では、解決が難しい場合や、年齢などの条件で公的なサービスが受けられない場合など、推進員が、それぞれの世帯が抱える問題を整理し、いろいろな専門機関などと連携しながら、「まるごと」受け止め、問題の解決に向けたお手伝いをいたします。



福祉まるごと相談窓口 ☎40-7247

○コミュニティソーシャルワーカー

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、生活に困りごとのある方に対して、地域の方と一緒にあって相談支援を行ったり、専門機関への橋渡しを行うことで、課題解決に向けた支援を行う地域福祉の専門職です。

具体的には、以下の3つの業務を行います。

①個別支援

住民や福祉関係者と連携して、生活の困りごとを抱える住民等の相談・支援を行うこと。

②地域支援

地域における福祉活動の支援・担い手養成・組織化に向けた支援や校区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの地域団体と連携し、地域福祉活動を活性化すること。

③新しいサービスの開発

現状の制度では対応できない課題に対し新たな仕組み作りを考えいくこと。

佐賀市においては、佐賀市社会福祉協議会の職員がCSWの役割を担っています。

CSW(コミュニティソーシャルワーカー)とは…

地域と積極的に関わることにより、世帯が抱える生活課題や地域の福祉ニーズを把握し、地域の様々な組織や機関と連携して解決に導いていく

“地域福祉を推進していく専門職”です！

悩みが多くて、どこに相談していいか分からない…等

生活のことでお困りの際には是非ご相談ください。

C …困ったときの
S …相談は
W …私たちに！

佐賀市と佐賀市社協が
連携して専任のCSWの
配置をすすめています。

生活の中での困りごと！



課題解決
へ導く

地域の
福祉力の向上

新たな仕組み
づくり

連携した取組み

- サービス(制度・住民活動等)へのつなぎ
- 様々な専門機関との連携

問い合わせ先 | 佐賀市社会福祉協議会 ☎32-6670

○福祉まるごと相談窓口

福祉の問題をどこに相談してよいのか分からぬ場合や、福祉の複雑な問題を抱えている世帯がある場合はご相談ください。福祉まるごと推進員が、それぞれの世帯が抱える問題を整理し、いろいろな専門機関などと連携しながら、「まるごと」受け止め、問題の解決に向けたお手伝いをします。

●対象者

- ・どこに相談してよいのか分からぬ方
- ・福祉の問題がいくつもあって整理することができない方
- ・家族で複数の問題を抱えている方 などです。

●相談先

- ・相談窓口 佐賀市役所1階 14・15番窓口(佐賀市栄町1番1号)
- ・開設時間 月曜日から金曜日 8:30~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く。)

問い合わせ先 | 福祉まるごと相談窓口 ☎40-7247

福祉のお困りごとありませんか？

福祉まるごと相談窓口の推進員が
解決に向けたお手伝いをいたします。

